

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田市

2 構造改革特別区域の名称

秋田市「農家のパーティ」どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

秋田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢

秋田市（以下「本市」という。）は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域の中央部に位置しており、906.07k m²の市域を持ち、緑豊かな山と川、海などの自然環境に恵まれています。

市街地は秋田平野の中央部に広がり、田園地帯が市街地を取り囲んでいます。東部には、標高1,170.05mの太平山をはじめ、秋田杉やブナにおおわれた出羽山地が広がり、岨谷峡や筑紫森といった景勝地が点在しています。

海岸線は単調であり、延長約23.5km、海岸線から1～2kmには、砂丘地が南北に走っています。

南東部から北西部にかけて雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっています。

(2) 人口

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長以降も一貫して増加を続けましたが、平成15年には減少に転じています。平成17年には河辺町・雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後も減少が続き、平成29年9月1日現在の人口は311,467人となっています。

死亡数が出生数を上回る自然減に加え、高校や大学等の卒業に伴う転出が顕著であるなど、社会減の傾向にも歯止めがかからず、人口が減少しています。

(3) 産業

ア 産業構造

産業別の就業者数の推移について、平成7年以降の国勢調査で見ると第一次産業と第二次産業への就業者数が減少する一方で、第三次産業への就業者数が増加しています。具体的には、全就業者数に対する第一次産業の割合は、平成7年の3.5%から平成22年には2.2%に、第二次産業の就業者数の割合は、22.1%から16.7%に減少しています。これに対し、第三次産業の就業者数の割合は、74.4%から81.1%に増加しています。

また、市内総生産は、経済情勢の変化の影響を受けながらも、約1兆2千億円とほぼ横ばいで推移しています。

イ 農林水産業

2015年農林業センサスによると、平成27年における本市の総農家数は3,346戸、農業就業人口は3,928人、平均年齢は67.8歳、経営耕地面積は6,254haとなっています。近年、特に総農家数と農業就業人口の減少、高齢化が顕著となっています。

| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 総農家数（戸） | 6,128 | 5,090 | 4,340 | 3,343 |
| 農業就業人口（人） | 7,469 | 6,512 | 5,466 | 3,928 |
| 平均年齢（歳） | 61.7 | 64.4 | 66.6 | 67.8 |

（参照：農林業センサス）

(4) 課題

本市は、農畜産物販売額の7割が米を占めていることから農業経営が米価に大きく左右される構造的な課題や、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の拡大といった多くの問題を抱えています。

一方で、県都として31万人の人口を有する中核都市でありながら、郊外には田園風景が広がる豊かな自然に囲まれた農村地域があるなど、多くの地域資源に恵まれております。

また、近年、都市部の住民を中心に、農村地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーン・ツーリズムに関するニーズが高まっています。

これらのことを受け、本市では農産物直売所や農家レストラン、体験農園などの整備促進に力を入れているところですが、県外からの交流人口を増やすまでに至っていないのが現状です。

交流人口拡大のためには、移住・定住も見据えた、地域資源を活かした魅力的な交流メニューの構築が求められています。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 都市農村交流の促進

本市では、人的交流の拡大による農村地域の活性化を図るため、平成29年3月に策定した「秋田市都市農村交流マスタープラン」に沿って、地域資源を活かした魅力的な交流メニューの構築に取り組んでいるところです。

農家民宿、農家レストランでの濁酒の提供・販売は、県内外の消費者への本市農産品のアピールや農業に携わる人々（生産者・流通・販売者）のモチベーション向上につながり、本市農産品等の販売促進と本市農業の魅力アップが期待できます。

(2) 農業ブランド確立の推進

国の地方創生推進交付金事業を活用し、本市では、本市農産品全体の価値向上とその積極的な情報発信を図るため、平成29年3月に「秋田市農業ブランド確立総合戦略」を策定し、そのブランドネームを「農家のパーティ」としました。この旗印のもと、地産地消等の販売促進の強化やブランドの発信活動などに取り組んでいます。

濁酒の提供・販売は、本市の農業に光を当て、その価値を高めていくことが期待されます。

(3) 地域資源との組合せによる新しい交流メニューの開発

本市では、国重要無形民俗文化財である竿燈まつりやユネスコ無形文化遺産に登録された土崎港曳山まつりなど全国的なお祭りが行われているほか、だまこ鍋やしょつつる鍋、いぶりがっこなど、地元産品を活用した郷土料理があります。

お祭りへの来訪者をターゲットに、農家民宿および農家レストランでの郷土料理と濁酒を組み合わせたコースの提供など、既存の地域資源と組み合わせることにより、本市における新しい交流メニューの開発が期待できます。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置の活用は、市内農業者が農家民宿や農家レストランを開業する機運の醸成と都市農村交流における多様な交流メニューの開発につながり、事業者がアグリビジネスに参入することにより、農業者の所得向上や雇用の創出を目指します。

また、アグリビジネスの振興により、若者の地域への定着や地域へのUターン、地域外からの移住にもつなげ、地域の活性化を目指します。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農家所得の向上、雇用の創出

「秋田市農業ブランド確立総合戦略」策定時に実施した首都圏等の消費者調査の結果によると、約7割の方が本市の米を魅力的と回答しました。

また、本市は、秋田駅や秋田空港といった本県における中心的な交通拠点を持つ一方で、県庁所在地でありながら都市部と農村地域が近く、郊外に広大な農地を有しています。

これらのことより、本市において魅力的な農産物である米を使った濁酒の提供・販売は都市農村交流の推進において人を呼び込むツールとなり、交通拠点と農村地域が近いという利点を活かすことで、交流人口が増え、農家民宿や農家レストランを通して農家所得の向上や雇用の創出が期待できます。

| 区分 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度(目標) | 平成 32 年度(目標) |
|----------|----------|--------------|--------------|
| 都市農村交流人口 | 841 人 | 860 人 | 900 人 |

(2) アグリビジネスの振興

本市では、都市農村交流における訪問者の受け皿となる農家民宿や農家レストランが少数にとどまっているため、規制緩和により、農家民宿、農家レストランを開業する事業者の増加が期待できます。

| 区分 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度（目標） | 平成 32 年度（目標） |
|-----------------------|----------|--------------|--------------|
| 農家民宿での 濁酒製造事業者数 | 0 件 | 1 件 | 2 件 |
| 農家レストランでの 濁酒製造事業者数 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特区事業の内容

①事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

②事業が行われる区域

秋田市の全域

③事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

④事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、自ら生産した米又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特定農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適

用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このような取組は、都市農村交流の魅力あるメニューの充実につながり、農村の活性化から、農家の所得向上と雇用創出、ひいては移住・定住の促進が期待できるものである。

なお、当該特定事業により、事業主体となる特定農業者が酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。